

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会

平成24年度事業計画

自：平成24年4月1日、至：平成25年3月31日)

本法人は、公益社団法人申請準備に当たる他、国民保健衛生向上、高齢化社会への対応、施術者資質向上、権益擁護に努め、固い団結の下、次の事業、運動を行う。

1. 公益社団法人格を取得する準備

公益法人法に準拠する定款、事業、会計等確立の為、役・職員は社員とともに、全力で法に適合するべく平成24年度中の申請をし、25年4月1日登記予定。

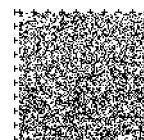
2. 公益目的事業

1. 鍼灸マッサージに関する研修事業

国民の医学的教養と本会社員資質向上の為、社会福祉法人日本盲人会連合、あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師協議会、と共催の中央三療研修会、各地域三療研修会を開催し、国民、本会社員の教養と学術向上に努める。さらに公益財団法人東洋療法研修試験財団が実施する「財団共催研修」に参加し、国民と本会社員の医学教養、資質向上に努める。

※開催予定

- ①、中央研修会、平成24年7月頃開催予定
- ②、関東地区、平成24年9月頃開催予定
- ③、九州地区、平成24年9月頃開催予定
- ④、中国地区、平成24年10月頃開催予定
- ⑤、四国地区、平成25年1月頃開催予定
- ⑥、その他



2. 学術研究推進事業

あん摩マッサージ指圧等の治療効果、効果のメカニズム等の研究推進の為、関係団体と共に、施術効果、海外手技療法情報収集等に努め、テーマを定め、筑波大学、筑波技術大学等、関係の大学、学会等に研究を委託しその成果をホームページ等により、一般国民への周知に努める。
また、本会社員の医学教養、資質向上の為、必要な資料等を活字、拡大文字、点字、音声コード等として希望者に提供する。

3. 広報事業

本会事業の広報の為、日マ新報への掲載をはじめホームページ上にて情報公開する。また、社員の施術所紹介など簡易なホームページ作成ツールを開発する。

4. 鍼灸マッサージ健康保険施術推進事業

相談窓口を設け、一般国民、本会社員等の健康保持・増進及び、健保取扱関係等相談に応じ、適切な助言を行なう他、視覚障害者自身が療養費支給申請ができるよう、点字、拡大文字からの療養費支給申請書作成を援助し、取扱拡大に努める。
また、療養費支給申請システムの構築を進める。

3. 収益事業、その他事業

1. 理事会開催

第1回、平成24年5月25日(金)午前10時30分～午後1時予定
第2回、平成25年3月開催予定

2. 代議員会開催

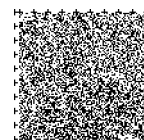
平成24年5月25日(金)午後1時～午後3時予定

3. 総会の開催

通常総会、平成24年5月25日(金)午後3時～午後5時予定

4. 鍼灸マッサージ健康保険推進事業

業の健全発展により、一般国民の保険衛生と施術者の權益を擁護する為、諸対策を推進する。



- ①各推進協に代表を送り、あん摩マッサージ指圧等の定義を定める等、あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号「法」）改正運動を展開する。
 - ②一般国民の保健衛生向上と業の健全発展を阻む無免許者、無資格違法類似業者と柔整師によるあはき適応慢性症の「打撲・捻挫」としての違法保険請求の徹底取締を関係当局に運動する等、一般国民が安心して按摩マッサージ指圧、鍼、灸（あはき）施術を受け、本会社員が法を遵守し、業を営める環境の整備に努める。
 - ③一般国民が安心して健康保険施術を受けられるよう、保険推進協とともに、同意書簡素化、鍼灸マッサージ保険取扱条件改善に努める。又、本会保険部を強化し、健保取扱の推進に努める。
 - ④厚生労働省（厚労省）、独立行政法人高齢・障害者雇用機構（雇用機構）等、関係機関に運動し、施術者の官庁、一般企業、高齢者介護福祉施設（特養）、老人保健施設（老健）等への雇用拡大に努める。
5. 財団法人東洋療法研修試験財団の諸会議への派遣
評議員会・生涯研修推進委員会の出席
 6. 財団法人国際医療技術交流財団
定例評議員会出席
 7. 損害賠償保険推進事業
鍼灸マッサージ賠償保険推進により、万が一の際の施術所業態安定を計るとともに、一般国民が安心して鍼灸マッサージ施術を受けられるよう努める。
賠償保険の加入推進については、希望する会員に希望する保険を取り次ぐ。

以 上

